

学 位 論 文 題 名

ローマ帝政前期における都市共同体と社会集団
－ 皇帝礼拝委員、組合、下僚－

学位論文内容の要旨

要旨

本論文は、古代ローマ帝国における都市共同体に関して、都市内の社会集団とその活動に着目することにより、新たな都市社会像の構築を目指したものである。ローマ帝国内に数多くの都市共同体が存在し、それが帝国統治における核となっていたことはよく知られている。ローマは、各地の都市共同体を単位に地方名望家を介して広大な帝国を統治していた。この都市共同体の社会構造としては、都市の最上層を構成する都市参事会員とそれ以外の民衆といった二層構造で説明されるのが一般的であった。それに対して、1980年代からは、単純な二項区分への批判から「都市中間層」研究が提起され、これまで一括りに民衆とされてきた人びとの再検討が進められている。本論文は、このような研究の流れを受けながら、従来の二項区分的理解では見落とされてきた諸社会集団に注目し、都市共同体におけるその役割を明らかにしようとした研究である。具体的な分析対象となるのは、皇帝礼拝委員、組合そして下僚（とくに書記）といった三つの社会集団であり、時代としては1、2世紀を中心とした帝政前期、また地域としてはラテン語圏である帝国の西半分が対象とされている。

序論は、研究史の整理と課題設定がなされた章である。まず、ローマ帝国内の都市の社会構造を都市参事会員と民衆の二項区分として捉えてきた伝統的な見解が紹介された後、1980年代から、「都市エリート」研究あるいは「都市中間層」研究といった形で、民衆の上層からなる社会集団が注目されはじめてきたことが紹介される。そしてそれをもとに、このような多様な社会集団が都市共同体で果たした公共的な役割の解明を本稿の目的とすること、具体的には皇帝礼拝委員、組合、そして書記を中心とした下僚が考察の対象となることが述べられている。

第1章は皇帝礼拝委員を考察している。皇帝礼拝委員とは、文字どおり、皇帝や皇帝家のために祭儀を執り行う組織であり、史料上の初出は、前12年とされている。都市共同体における皇帝礼拝委員の役割は、これまでも注目されてきた。皇帝礼拝委員職は、都市参事会員となるのが法的に禁じられていた解放奴隷のための名誉職であり、これに就任した富裕な解放奴隷は都市内で都市参事会員に次ぐ「第二の身分」を形成したと解釈されてきたのである。本章ではまず、皇帝礼拝委員への就任者が解放奴隷に限定されていたわけではなく、出生自由人をも含めた民衆上層であった点が確認される。ついで、カンパニアの港湾都市ミセヌムの碑文をもとに、2世紀における皇帝礼拝委員の「集団化」の意義が検討され、それは、皇帝礼拝委員たちが退任後も社会的地位を保ち、それをさらに向上させる機会の提供にあったと結論付けられる。

第2章は組合を考察している。ローマ帝国内にはラテン語でコッレギアと呼ばれる各種の組合が存在した。組合に関する研究は、19世紀末にまで遡るが、それらの研究ではローマ帝国における役割の検討が中心であり、都市共同体という文脈での考察は盲点となっていた。本章では、ヴァン・ネイフやサラミトによる都市社会史的な組合研究の流れをうけて、帝国西半分において最も広範に確認される「三つの組合」、すなわちファブリ組合、ケントナリイ組合、そしてデンドロフォリ組合の実態が解明される。従来、これら三つの組合は、各都市内で消防活動を行う同職組合（それぞれ、建築職人、古着商、木材商）とされてきた。それに対して本章では、これらの組合がいずれも同職組合としての性格を持っておらず、ファブリ組合とケントナリイ組合は純然たる消防団であること、またデンドロフォリ組合は従来の想定とは異なり祭儀団体であることが示された。そして、これら「三つの組合」が、消防活動や祭儀活動といった公共奉仕を通して各構成員に社会的地位を獲得する機会を提供していた点が強調されている。ところで本論文では、ローマ帝国内でも首都として特殊な位置を占める「都市ローマ」の考察が一貫して除外されている。「補論」と名付けられた次の章は、第2章の見通しがこの都市ローマにも当てはまるのかどうかを検討した章である。考察対象となるのは、アウグストゥス時代に始めて設置された消防隊およびウィクスと呼ばれる組織（「町内会」のようなもの）の長による消防活動であり、消防隊員の場合もウィクス長の場合も、ほかならぬ消防活動が一定の声望を獲得する手段となっていたことが指摘される。

第3章は下僚を考察している。下僚とは、現代の公務員のように都市行政を支えていた人びとであるが、これまでは、「賃金労働者」としての性格ゆえに低く評価され、また都市内の社会構造の説明においてほとんど注目されてこなかった。本章では、その下僚のなかでも序列のトップに位置した書記が取り上げられている。プロソポグラフィ研究をもとにした詳細な検討のもと、書記の中には都市参事会員にまで社会的上昇を遂げる者もあり、皇帝礼拝委員職同様、それが都市共同体で社会的地位を得る有効な一手段となっていたことが示される。また、書記との関連で強調されるのが、トランの提起した「収束」という論点である。これは、都市内の複数の社会集団において同一人物が役職を兼ねる現象を指している。ローマの外港であり豊富な史料が残るオスティアの碑文史料をもとに、書記がファブリの組合長を兼ねた事例や先導警吏等の下僚が槍担ぎ組合の活動にも参加していた事例が紹介され、都市共同体で複数の活動に参加することによって、より高い社会的地位を獲得しようとした人びとの戦略が浮き彫りにされている。

結語では、本論での考察結果をもとに、2世紀における都市共同体の歴史的発展について二つの見通しが示されている。第一は、民会の形骸化にともない、2世紀になると社会集団に所属することが民会での活動に取って代わる政治的な意味合いを持ち始めたのではないかという点である。第二は、このように社会集団に属することにより社会的地位を獲得しようとする動きが激化する中で、都市参事会員も特権身分として自らを再定義する必要性に迫られ、2世紀後半における「名誉ある人々」と「卑しい人々」への階層分化が生じたのではないかという点である。そして、このような点の解明こそが帝政後期における都市共同体のあり方の新たな理解にもつながるとされている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 砂 田 徹
副 査 教 授 山 本 文 彦
准教授 守 川 知 子

学 位 論 文 題 名

ローマ帝政前期における都市共同体と社会集団 －皇帝礼拝委員、組合、下僚－

要旨

2011 年 10 月 7 日	第 1 回審査委員会	論文の配布と審査日程の調整
2011 年 11 月 29 日	第 2 回審査委員会	論文内容の検討と問題点の整理
2011 年 11 月 30 日	口頭試問の実施	
2011 年 11 月 30 日	第 3 回審査委員会	口頭試問の内容検討と評価 学位授与の判定
2011 年 12 月 1 日～ 2011 年 12 月 6 日	第 4 回審査委員会	審査結果報告書（案）の検討と確認
2011 年 12 月 7 日	第 5 回審査委員会	審査結果報告書の確定

当該論文に関して、上記 3 名の審査担当者は、2011 年 10 月 7 日から同年 12 月 7 日にかけて、上記の日程で審査を行い、同年 11 月 30 日には論文内容について著者の本間俊行氏に詳細な口頭試問を実施したうえで、以下のような評価に至った。

ローマ帝国内に数多くの都市共同体が存在し、それが帝国統治における核となっていたことはよく知られている。本論文は、このローマ帝国に存在した都市共同体の内部へと深く切り込もうとした意欲的研究である。ローマ帝国内の都市共同体の社会構造としては、都市の最上層を構成する都市参事会員とそれ以外の民衆といった二層構造で説明されるのが一般的であった。しかし 1980 年代からは、単純な二項区分への批判から「都市中間層」研究が提起され、これまで一括りに民衆とされてきた人びとの再検討が進められている。本論文が目指すのも、従来の二項区分的理解では見落とされてきた社会集団の都市内における機能であり、具体的には皇帝礼拝委員、組合そして下僚（とくに書記）といった三つの社会集団が分析対象となっている。このうち、皇帝礼拝委員や組合に関しては、これまでわが国でも論じられてきたが、あくまでもローマ社会全体での位置づけが中心であり、

都市共同体という文脈でそれが取り上げられることはほとんどなかった。また下僚は、都市研究において完全に無視されてきた存在である。

本論文は、幅広く先行研究を渉猟するとともに、これらの社会集団を史料上から丁寧に析出することにより、都市共同体における彼らの活動を鮮やかに描き出すことに成功した。その際、多様な社会集団の単なる存在だけではなく、彼らが都市共同体において公共的役割を担うことにより社会的地位の獲得を目指したという斬新な論点が打ち出された。とりわけ、組合が担った「消防活動」についての指摘は重要な成果である。これにより、これまでほとんど知られていなかった消防団の実態が明らかにされるとともに、消防活動が都市共同体において有した社会的機能も明らかにされた。本研究により、これまで都市参事会員と民衆という二層構造で説明されてきたローマ帝国の都市社会像は、格段に豊かなものになったといえよう。また、このような検討結果をもとに、2世紀における都市共同体の変容に関しても一定の見通しが与えられているが、この点は、いわゆる「3世紀の危機」以降の帝政後期におけるローマ社会の変質という大きなテーマとの関連でも、注目を集めることが期待される。

ただし、本論文にも問題点がないわけではない。帝国の西半分を一律に論ずることの有効性といった方法論上の問題に加え、「社会集団」や「都市共同体」など、重要な言葉の定義に不十分な部分が見られること、また静態的分析に終始しがちでダイナミズムへの配慮に欠けることといった点が挙げられる。何よりも重要な問題点は、本論文の中心論点をなす公共的役割と社会的地位の関連性についてやや短絡的な説明が見られたことであろう。この傾向は、とりわけ第3章の下僚の説明に顕著であった。しかしこれらの問題点も、上で述べたような本論文全体の成果を損なうものではないと判断される

以上の理由に基づき、上記3名の審査担当者は、全員一致して当該論文が博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。